

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国際協力機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日23日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	外務省
法人名	国際協力機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付(1,464,842千円)を行った。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い(平成22年度に実施済)、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済(平成23年6月)。</p> <p>○【大阪国際センター】平成25年3月に大阪国際センターを現物により国庫納付済み。</p> <p>○【広尾センター】平成24年9月に広尾センターを閉鎖し、市ヶ谷施設へ機能移転済み。平成25年度中に現物による国庫納付を完了すべく手続き中。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は平成23年3月末に閉鎖。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。(平成22年度中に措置済。)</p> <p>○さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及</p>

<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。その結果は、外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」として取り纏められた。（「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、平成25年1月24日閣議決定「平成25年度予算編成の基本方針」をもって、当面凍結とされている。） ○各拠点の契約更新や移転等に当たっては、上記取り纏めの趣旨も念頭に置き、効率的な運営となるよう個別に検討を行っている。（ウズベキスタン、コートジボワールにおいて、JICA・JETROが同一建物に入居。）</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○【麻布分室の処分】入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済（平成24年3月）。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○【国際センター】大阪・兵庫は、大阪を閉鎖し、平成24年4月に関西国際センターとして改編済。北海道2拠点については地元との調整を経て、平成24年4月に北海道国際センターとして改編済。東京・横浜について、研修事業のあり方や海外移住資料館の扱い等を踏まえ、今期中期計画期間中に検討結果を得る予定。 ○【区分所有の保有宿舎】平成22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月）。平成25年度以降2年間で残り全ての区分所有の保有宿舎（66戸）の処分を完了予定（平成25年度33戸、平成26年度33戸）。</p>

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取り組みを実施済。

#### 1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検

契約監視委員会において競争性のない随意契約の妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。

(1) 契約取引の対象とすることがふさわしくないもの(1割)

国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等

(2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割)

事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システムの運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。

#### 2. 競争性の向上

(1) 事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則、競争入札を導入。

(2) 技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(平成23年度までに307件)。

(3) 海外における物品購入等において、見積競争及び競争入札への移行を推進し、海外における競争性のない随意契約の割合を50.0%(平成20年度)から25.9%(平成24年度)に低減。

(4) コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。

ア 登録制度廃止

・国際協力機構独自の登録制度を廃止し、国の制度(全省庁統一資格)を準用する制度とした。

イ 公告期間の改善(業務実施契約)

・公示から関心表明までの期間を7日間から9日間に延長し、プロポーザル(業務提案書)作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。

	<p>ウ プロポーザル作成の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル提出時、全ての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。</li> <li>・プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いことから、業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時における要員配置の要件を柔軟化した。</li> <li>・業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、業務実施契約(単独型)では、業務期間が重複しても2案件まで応募することを可能とした。</li> <li>・小規模な業務実施契約についてはプロポーザルの提案部分を40頁から10~20頁に削減した。</li> </ul> <p>エ. 関心表明書の提出については平成23年7月1日より廃止した。</p> <p>【平成24年度実績】  (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 963億円(92.0%)、競争性のない随意契約 83億円(8.0%)  (件数ベース(単位:件)) :一般競争等 3,285件(82.2%)、競争性のない随意契約 712件(17.8%)</p> <p>【平成23年度実績】  (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 1,132億円(91.6%)、競争性のない随意契約 103億円(8.4%)  (件数ベース(単位:件)) :一般競争等 4,096件(83.4%)、競争性のない随意契約 815件(16.6%)</p> <p>【平成22年度実績】  (金額ベース(単位:千円)):一般競争等 859億円(87.3%)、競争性のない随意契約 124億円(12.7%)  (件数ベース(単位:件)) :一般競争等 3,361件(72.7%)、競争性のない随意契約 1,265件(27.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、国際協力機構において役員を経験した者が再就職している法人又は国際協力機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び国際協力機構における最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上に公表(平成22年度に開始済)。</p> <p>さらに平成23年6月に行政改革推進室から統一的指針及び見直し基本方針別表が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。  [公表資料掲載URL <a href="http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html">http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html</a>]</p>

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○【財団法人日本国際協力センターの内部留保】財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ(税制上の優遇措置を返上)、同申請により課税対象外とされていた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した(平成23年2月)。</p> <p>○各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取し、内容は確認済(平成24年度)。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>●政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運營業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札(市場化テスト)を導入してきており(評価対象期間:平成21年度から平成23年度)、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監視委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において平成24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。</p> <p>○平成23年度に市場化テストの対象として自主的選定を行った「ボランティア事業支援4業務」は、民間競争入札の結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られた。</p> <p>○公共サービス改革法対象事業の選定において、既に選定済みの「コンピュータシステム運用支援業務」に加え、東京国際センター、筑波国際センター、横浜国際センター及び市ヶ谷ビルの施設管理並びに「技術協力機材の在外調達支援業務」を候補事業として提出し、対象案件とすることが閣議決定された(平成25年6月)。</p>
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取り組みを進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札・応募や実質的な競争性の確保にかかる第三者(契約監視委員会)における点検・審議と制度改善。</li> <li>・競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を踏まえたガイドラインの作成。</li> <li>・コンサルタント等契約について、外部審査委員制度の導入。</li> </ul>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 勤務地限定・職務限定職員の任用、役職定年制等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。 ○ 平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。 ○ 平成24年11月に成立した「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)に基づく国家公務員の退職手当制度の改正に準じた必要な措置を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 勤務地限定・職務限定職員の任用、役職定年制等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。第2期中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴勘案109.8)を平成22年度に達成済であり、平成23年度も目標達成した(同106.5)。第3期中期計画を開始した平成24年度は、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、同指数は101.8となった。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査、独法評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引き下げにつきチェックが行われている。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく、平成24年9月に広尾センター及び本部機能の一部を市ヶ谷施設へ移転済。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。 ● 給与振込経費は必要最小限に抑えている。 ● 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。 ● 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等については、事業実施段階において、事業(プロジェクト)計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。 ● 予定価格積算の考え方を整理し、関連規程を改定した(平成23年度及び平成24年度)。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取り組み等を重点として監査を行っている。平成24年度は体制強化のため監査室の人員を増員(1名)した。フィリピン派遣中の専門家にかかる不正事案を除き、平成24年度の本部・国内機関・海外拠点を対象とする内部監査において、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。フィリピン事案については、内部監査として、全在外拠点に緊急の点検を実施したところ、平成25年度においても関連の監査を実施し、別途とりまとめられた外部有識者の再発防止策検討にかかる提言も踏まえつつ、再発防止策を講じる予定。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●国際協力を行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいないものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」は、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家から構成され(外務省及び国際協力機構からも出席)、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、平成23年10月の第1回以降、5回開催。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り定量的な目標指標の設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。</p> <p>○機構の事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題別研修：課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度に設置済。</li> <li>・研究：研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済。</li> <li>・草の根技術協力(草の根協力支援型・草の根協力パートナー型)：提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定。</li> <li>・事業評価：一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済。</li> </ul>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○平成22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を行っている。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。</p>



(様式1別紙)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき  
公表されている各独法の契約情報の概要(平成25年7月1日時点)

【独法名:独立行政法人国際協力機構】

契約相手方法人名	契約件数	契約内容		当該独法との取引割合	再就職者数
		一者応札・応募	不落随契		
財団法人日本国際協力センター	5	4	0	平成25年7月1日時点では1/3未満	1
株式会社ティックス	5	0	0	平成25年7月1日時点では1/3未満	1
株式会社国際サービス・エージェンシー	17	0	0	1/3以上1/2未満	3
株式会社国際協力データサービス	14	3	0	1/2以上2/3未満	4
公益社団法人青年海外協力協会	35	22	0	1/2以上2/3未満	2
社団法人協力隊を育てる会	3	1	0	1/2以上2/3未満	1
株式会社VSOC	21	6	0	2/3以上	1
株式会社毛利建築設計事務所	8	3	0	2/3以上	1

No.	7	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	--------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	2a 一部措置 済み	・研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、平成23年6月から平成24年2月に有識者による評価が実施され、研修員受入事業の戦略的強化、協力プログラムなどに沿った研修スキームの強化、帰国研修員とのパートナーシップの強化等の提言がなされた。本提言にかかる対応について外務省及び国際協力機構にて実施中。 また、以下の取り組み等により、研修員受入事業に係る予算を平成22年度約148億円から平成23年度約129億円、平成24年度約108億円、平成25年度約100億円に縮減した。 ・研修コースのプログラム化に関し、機構関係部署による分野課題検討会を開催し、協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を毎年定めている。その結果、平成23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件についてプログラム化の確認を了し、29件の研修を廃止した。また、平成24年度に更新期限を迎える202件の研修のうち118件の研修についてプログラム化の確認を了し、84件の研修を廃止した。平成26年度までには全ての研修コースの改廃が完了予定。 ・長期研修に関し、学位の取得を主目的としている長期研修は平成23年度から新規の受入を中止した。また、既に来日中の当該研修員(68名)についても、平成24年度中に63名が研修を修了した。また、平成25年度までには全ての研修が終了予定。 ・国内研修旅行に関し、広島や京都などの世界遺産視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定(平成22年度に実施済)。 ・短期の日本語研修に関し、時間の短縮と日中から夜間の実施への振替えにより、平成23年度中に研修期間を縮減済。 ・平成24年度以降の国別研修の要望に対し、中進国を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償(コストシェアリング)により実施中。	取り組みを継続する。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目(交通費、通信費等)で支給している生活費(1,580円/日)については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	・研修員手当(日額)については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額し(998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円)、23年度に来日する研修員から適用。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円を23年度予算で約2.0億円削減した。	措置済み
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	2a 一部措置 済み	・国際協力機構内にタスクチームを設置し、コンサルタント等契約にかかる一般競争入札(総合評価落札方式)導入のための検討を実施。平成23年度に外部の有識者による委員会を立ち上げ、計5回開催し、導入の基本方針及び制度の概要を策定。 ・平成23年度に開始した一般競争入札(総合評価落札方式)の試行導入と併せて、競争性・公平性の向上にかかるその他の取り組みや質の確保等も念頭に置いたモニタリングを行う。 ・引き続き企画競争を継続する案件については、情報の提供方法を改善し新規参入を促すとともに、業務従事者の配置の更なる柔軟化や業務指示書の明確化、プロポーザル評価方法の改善等により、応募しやすい環境を整える。 ・関心表明書の提出については平成23年7月1日公示分より廃止した。	モニタリングを継続する。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	2a 一部措置 済み	同上	同上

04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	1b	【適正な案件形成】 ・外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され（外務省及び機構からも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、23年10月の第1回以降、5回開催。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り数値等を用いて運用効果の目標設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。 ・また、23年1月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中のPDCAサイクルの強化の一環として、機構において実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を引き続き確認し、成果指標を定量化する取り組みを可能な限り実施。	措置済み
05	無償資金協力				1b	【事後評価の質の向上】 ・事後評価については、国際的に採用されているODA評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）、プロジェクトの効果が協力終了後も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して詳細な分析を行うこととし（例：広域インパクト発現や青年海外協力隊との連携による効果など）、得られた結果をフィードバックした。これにより、類似案件の形成や更なる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。	措置済み
06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。	1a	・外部有識者5名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置し、事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（平成22年度に実施済）。 ①国毎に大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。 ②資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等がわかりにくかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件は、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。 ③平成22年度に生花、編物、文化、バレエの文化交流職種を廃止した。24年度に職種の見直しを行い、一部職種の名称変更や分離・統合を同年度秋募集から適用済。 ・経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に検証し、職種・要請の絞り込みなどを行った。 ・外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（平成23年8月）。	措置済み
06	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に削減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を削減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。	1a	・紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、ページ数を削減した。また、ウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（平成22年度に実施済）。 ・募集説明会の回数については、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により平成22年度の実績539回から平成24年度実績は248回となり、約54%の削減を達成済。この結果を踏まえた平成24年度の会場借用代経費は、平成22年度実績の約19万円から平成24年度実績約11万円となり、約40%の削減を達成済。 ・受験者への旅費支給方法を次のとおり見直し（平成23年度春募集から適用）。 ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以て航空賃実費の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 なお、平成22年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対して国際協力機構の国内機関での宿泊を認めている。 さらに、平成24年度秋募集からはシニア海外ボランティア、平成25年度春募集からは青年海外協力隊の二次試験の一部を最寄の国内機関で実施し、支給額減を達成済み。	措置済み

		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。	1a	・国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況に合わせ各手当の支給の可否を決定することとした（平成22年度に実施済）。この結果、平成22年度までに派遣された受給対象者の場合、2年間で受給総額約250万円であったが、平成23年度から派遣された受給対象者の場合、その対象手当に応じて、受給総額は140～212万円となった。抜本的な見直しを行った結果、予算削減総額は、平成22年度の派遣規模が平成25年度まで不変と仮定した場合、平成23年度は約2.1億円、平年度化する平成25年度には約8.9億円と試算される。	措置済み
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。	1a	・草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ・評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を23年度下期に試行的に実施に移し、24年度から本格的に導入した。	措置済み
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。	1a	事業効率の観点から検討の結果、これまで機構が実施してきた継承日本語集団研修5コースについて次のとおり整理済。 ・上級2コースについて、24年度から国際交流基金へ移管済。 ・その他3コースは、日本語学校生徒研修とともに、日系人のアイデンティティ向上に資する研修として、機構が引き続き実施。	措置済み
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。	1a	・22年度をもって事業を廃止済。	措置済み
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。	2a	・今期中期計画期間中に経費を1割削減する。平成24年度に実施した優良事例及びニーズ調査の結果に基づき、研修分野の重点化や再編、研修期間等の見直しを行い、経費の削減も進める。	取り組みを継続する。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。	1a	・国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画（5ヶ年）を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携行できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。 （なお、救助チームについては22年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクである「重（ヘビー）」級に認定された。）	措置済み
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。	2a 一部措置済み	・従来の長期研修制度の抜本的見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修修了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、具体的なあり方を継続検討中（そのため、平成24年度及び平成25年度の新規募集は行っていない）。	引き続き制度の具体的なあり方を検討。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。	1a	・職員の代替と見なされることのないよう、従来のジュニア専門員制度を抜本的に見直した。その結果、新たに「国際協力エキスパートインターン」として、人材養成事業（研修）の位置づけを明確化し、人材不足の分野における中長期的な人材養成を念頭に置いた制度に改編済。研修期間は最長1年半で、研修修了後は専門家等として海外の国際協力の現場に派遣することを原則としている。	措置済み
	調査・研究（調査）	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。	2a 一部措置済み	項目02に同じ。	

11	調査・研究 (調査)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、国際機関経験者やNGO関係者からなる第三者評価委員会を平成23年に立上げ、これまで3回開催した。委員会の評価結果・提言を受けて、研究活動における企画・事業部門との連携強化などの対応を行っており、その結果は研究所ウェブサイトで公開している。</li> <li>・アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進することとしている。</li> <li>・これまで世界銀行とは気候変動、教育分野などで共同研究を行い、また、平成24年11月の世銀・IMF総会時には公式セミナーを共催した。米国ブルッキングス研究所とは、開発効果に関する共同研究を2度にわたり実施し、成果を2冊の英文書籍として発刊。コロンビア大学とは共同研究の成果を出版し、国連本部でシンポジウムを開催したほか、平成25年6月にTIGAD Vのサイドイベントで成果を発表した。UNDPとは「人間開発報告書」に関するアジア地域コンサルテーションを共催し、同報告書に対して提言を行った。このほか中国、韓国などアジアの研究機関との連携を強化した。</li> </ul>	措置済み
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を開始した（平成22年度実施済）。また、平成23年度は英文版事後評価報告書の検索機能も構築し、プロジェクトを実施した国のみならず他国の実施機関関係者や他ドナーなどが評価情報を容易に参照できるように利便性を高めた。さらに、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている（プロジェクト掲載件数：1683件（平成25年7月1日現在））。</li> <li>・事業評価に関する情報共有を強化するため、評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取り組みを行っている。</li> <li>・国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受ける仕組みを確立済（平成24年度は2回実施）。</li> </ul>	措置済み
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外務省との定期協議等を通じて、外務省広報と国際協力機構広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避。具体的には、外務省の「ODA見える化サイト」の国際協力機構への一元化等を進めることにより、引き続き広報を効率的に実施（平成22年度に実施済）。</li> <li>・外務省広報との連携を強化しつつ、「ODA見える化サイト」の拡充等を実施済。</li> <li>・外務省が実施・終了した民間モニター制度を引き継ぎ、「国際協力レポーター」として平成23年度から実施。</li> <li>・機構広報誌に外務省提供の外交政策情報を掲載するレギュラーコーナーを平成23年度に設置済。</li> </ul>	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館と合わせて757百万円）。</li> </ul>	措置済み
				2a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月。国庫納付額は、394百万円）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月。国庫納付額は、365百万円）平成25年度以降2年間で残り全ての区分所有の保有宿舍66戸の処分を完了予定（平成25年度33戸、平成26年度33戸）。</li> </ul>	処分計画を着実に実施する。
14	勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。</li> <li>・通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を、国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、区分所有宿舍と合わせて757百万円）。</li> </ul>	措置済み

15	不要資産の国庫返納	広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	2a	・平成24年9月に広尾センターの機能を市ヶ谷施設へ移転済。平成25年度中に現物による国庫納付を完了すべく手続き中。	25年度中の国庫納付完了
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。	1a	・財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。	措置済み
17	不要資産の国庫返納	施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	1a	・平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付（1,464,842千円）を行った。	措置済み。
18		ODA卒業国となる国の海外事務所廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。	1a	・ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖。 ・現在、対象国なし。	措置済み
19	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。  ・さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。	措置済み
20		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。	1a	・入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済（24年3月）。	措置済み
21		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。	2a 一部措置済み	大阪・兵庫は、大阪を閉鎖し、平成24年4月に関西国際センターとして改編済。北海道2拠点については地元との調整を経て、平成24年4月に北海道国際センターとして改編済。東京・横浜について、研修事業のあり方や海外移住資料館の扱い等を踏まえ、今期中期計画期間中に検討結果を得る予定。	今期中期計画期間中の東京と横浜の統合に係る検討完了
22		契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	1a	・「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、国際協力機構において役員を経験した者が再就職している法人又は国際協力機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び国際協力機構における最終役職並びに直近の会計年度における発注者と受注者との取引高をホームページ上に公表（平成22年度に開始済）。 ・さらに平成23年6月に行政改革推進室から統一の指針及びその具体的内容が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。	措置済み。 (取り組みは継続する。)
23		関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	1a	・各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取し、内容を精査済（平成24年度）。	措置済み

24	取引関係の見直し		23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	1a	・22年度にJICAボランティア事業支援契約を、①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一般競争入札に移行した。(22年度に実施済)。 ・①募集支援業務については、23年度契約において、募集説明会の回数減(22年度の実績539回から約55%の削減を図り、23年度は242回の計画)や国内機関の活用(22年度の実績48回から約21%増加させ、23年度は58回の計画)により、発注規模を見直した(23年度に実施済)。24年度契約において、一般競争入札へ移行済。	措置済み
25		一般競争入札への移行	23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。	2a 一部措置済み	・建物管理契約について、契約相手方を切り替える時期が到来する国内機関から順次一般競争入札(総合評価落札方式)に移行(平成22年度下半期より実施済)。 ・また、平成22年度に横浜国際センターで、平成23年度に沖縄国際センターで、分割発注とパッケージ発注の比較検証が可能となる入札を実施した。入札結果の検証は終了、サービスの質の検証は契約期間満了まで(それぞれ平成25年度、平成26年度)となるが、両ケースにおいて、共に経費縮減に繋がるとの示唆は得られなかったが、サービスの質の検証を契約期間満了まで(それぞれ平成25年度、平成26年度)行い、モニタリングを継続していく。 ・公共サービス改革法対象事業の選定において、東京国際センター、筑波国際センター、横浜国際センター及び市ヶ谷ビルの施設管理を候補事業として提出した。同事業のプロセスを経ることで更なる競争性の向上を目指す。	モニタリングを継続する。
26			24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。	1a	・24年度契約について一般競争入札により実施。	措置済み
27			23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争(プロポーザル方式)の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。(再掲)		項目02に同じ。	
28	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げするため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	1a	・勤務地限定・職務限定職員の任用、役職定年制等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施した。 ・第2期中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴勘案109.8)を平成22年度に達成済みであり、平成23年度も達成した(同106.5)。第3期中期計画を開始した平成24年度は、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、同指数は101.8となった。 ・平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。	措置済み
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	・外部有識者を含む検討会を開催した結果、購買力補償方式に基づき制度を構築することが合理的であるとの結論に至った。 ・外務公務員も在勤手当の見直しを行い、購買力補償方式に基づく在勤手当を設定することとなったため、国際協力機構も現行制度の枠組みの下で、追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した在勤手当の見直しを講じることとし、現行制度の枠組みのとおり購買力補償方式を反映した制度の運用を通じて、適切な在勤手当水準の管理を保つこととした。その結果、月額約650万円の削減効果が得られた。	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	1a	・専門家等派遣支援業務を直営化済(23年4月)。 ・研修監理業務を直営化済(24年1月)。 ・これらの業務再整理、徹底した効率化・人数減により、23年度及び24年度予算合計で5.94億円を削減。	措置済み
31		機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	1a	・全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく、平成24年9月に広尾センター及び本部機能の一部を(研究所を含む)市ヶ谷施設へ移転済。	措置済み

32	業務運営の効率化等	訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締結済の「JICAボランティア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、国際協力機構職員、国際協力機構語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理・調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした。</li> <li>・ この見直しの結果、平成23年度契約では二本松及び駒ヶ根の両訓練所に13名配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を2名削減した（平成23年度に実施済）。</li> <li>・ 平成25年度契約において、内閣府の市場化テストを実施。二本松及び駒ヶ根の訓練所毎に派遣前訓練業務を分割し、業務内容や入札参加要件を見直した上で、一般競争入札入札による受託者の選定を行った。（市場化テストによる成果は、事業終了後に評価が行われる。）</li> </ul>	措置済み
----	-----------	---------------	----------	--	----	--	------



No.	7	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	---	----	-----	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 民間競争入札の実施	<p>○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>	1	<p>公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札（市場化テスト）を導入してきており（評価対象期間：平成21年度から平成23年度）、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監視委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において平成24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。</p>	措置済み
2	効率化・自律化 保有資産の見直し	○平成23年度末までに、保養所を売却する。	1	<p>【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い（平成22年度に実施済）、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。</p>	措置済み
3	効率化・自律化 保有資産の見直し	○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。	1	<p>平成22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月）。平成25年度以降2年間で残り全ての区分所有の保有宿舍（66戸）の処分を完了予定（平成25年度33戸、平成26年度33戸）。</p>	措置済み